

放射性同位元素等の受入・払出に係る手続きの一部改正について

改正理由：放射線障害の防止に関する法令改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「<u>R I 実験施設</u>」という。）における放射性同位元素等の保管と安全管理を徹底するため、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号。以下「<u>規程</u>」という。）<u>第29条</u>及び<u>第33条</u>による受入・払出に係る手続きを次のように定める。 1. 受入 (1)購入の場合 手続1 発注 <u>放射性同位元素等の発注は、別に定める様式1「アイソトープ発注確認書」により取扱主任者が核種と数量を確認した後、本学所定の購入依頼書に、公益社団法人日本アイソトープ協会所定の「アイソトープ注文書」を添えて、自然科学系事務係を経由し、発注する。</u> 手続2 受取 <u>納品はR I 実験施設で行う。納品された放射性同位元素等を発注者が受け取り、別に定める様式2「放射性同位元素等受入確認票」により取扱主任者の確認を受ける。</u> 手続2－2 発注者は放射性同位元素等を保管庫に入れるときに汚染検査を行う。 手続3 保管及び帳簿作成 発注者は、<u>規程第41条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらに管理番号を付して貯蔵室に保管した後、R I 管理システムの入庫記録にも入力する。 手続4 確認 帳簿の記載、R I 管理システムの入庫記録及び貯蔵室の保管を取扱主任者が確認し、<u>様式2「放射性同位元素等受入確認票」</u>により記録する。 (2)譲受の場合 手続1 譲受の確認	東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設における放射性同位元素の保管と安全管理を徹底するため、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号。以下「<u>規程</u>」という。）<u>第16条</u>及び<u>第20条</u>による受入・払出に係る手続きを次のように定める。 1. 受入 (1)購入の場合 手続1 発注 <u>購入依頼書の作成 別に定める様式2「アイソトープ注文書」による。</u> <u>購入依頼書の提出 取扱主任者が核種と数量を確認し署名押印した依頼書を、自然科学系事務係を経由し、発注する。</u> 手続2 受取 納品された放射性同位元素を発注者が受け取り、別に定める<u>様式3「放射性同位元素等受入確認票」</u>により取扱主任者の確認を受ける。 手続2－2 発注者は放射性同位元素を保管庫に入れるときに汚染検査を行う。 手続3 保管及び帳簿作成 発注者は、<u>規程第26条</u>に定める受入・払出帳簿に記載し、さらに管理番号を付して貯蔵室に保管した後、R I 管理システムの入庫記録にも入力する。 手続4 確認 帳簿の記載、R I 管理システムの入庫記録及び貯蔵室の保管を取扱主任者が確認し、<u>別に定める様式3「放射性同位元素等受入確認票」</u>により記録する。 (2)譲受の場合 手続1 譲受の確認

譲受元からの別に定める様式3「放射性同位元素等譲受書」を取扱主任者が確認する。

運搬を要する場合は、別に定める様式4「放射性同位元素等所外運搬記録」を作成する。

手続2 保管及び帳簿作成

譲り受けた放射性同位元素等は、取扱主任者の確認を受けたのち管理番号を付して貯蔵室に保管する。

規程第41条に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの入庫記録にも入力する。

手続3 確認

帳簿の記載、R I 管理システムの入庫記録及び貯蔵室の保管を取扱主任者が確認し、様式2「放射性同位元素等受入確認票」により記録する。

2. 払出

払出は譲渡のみである。別に定める様式5「放射性同位元素等所外譲渡書」による。

規程第41条に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの出庫記録にも入力する。

運搬を要する場合は、様式4「放射性同位元素等所外運搬記録」を作成する。

[省略]

様式1

年 月 日

放射線取扱主任者 殿

アイソトープ発注確認書

譲受元からの別に定める様式4「放射性同位元素等譲受書」を取扱主任者が確認する。

運搬を要する場合は、別に定める様式5「放射性同位元素等所外運搬記録」を作成する。

手続2 保管及び帳簿作成

譲り受けた放射性同位元素等は、取扱主任者の確認を受けたのち管理番号を付して貯蔵室に保管する。

規程第26条に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの入庫記録にも入力する。

手続3 確認

帳簿の記載、R I 管理システムの入庫記録及び貯蔵室の保管を取扱主任者が確認し、別に定める様式3「放射性同位元素受入確認票」により記録する。

2. 払出

払出は譲渡のみである。別に定める様式6「放射性同位元素等所外譲渡書」による。

規程第26条に定める受入・払出帳簿に記載し、さらにR I 管理システムの出庫記録にも入力する。

運搬を要する場合は、様式5「放射性同位元素等所外運搬記録」を作成する。

[省略]

様式2

平成 年 月 日

注文番号 []

下記のようにアイソトープを発注する計画があります。

発注希望者の連絡先

所属 氏名 電話番号	内線（ ）
------------------	-------

記

発注希望品目

メーカー名	コード番号	品名	規格	数量
				kBq MBq

本学の貯蔵能力と現在の貯蔵量

購入希望核種及び本学貯蔵能力	MBq
上記核種の現在の貯蔵量	MBq
年 月 日現在	

納品先

住所	〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学 放射性同位元素総合実験施設
電話番号	042-329-7505（事務室）、5346（実験室・測定室）

納品希望日

年 月 日予定

放射線取扱主任者の確認欄

年 月 日

上記アイソトープ発注計画書を確認しました。

放射線取扱主任者	印
----------	---

アイソトープ注文書

(社) 日本アイソトープ協会

アイソトープ部 業務一課 御中

TEL. : 03-5395-803

着信払FAX. : 0120-012895

右記アイソトープを注文致します。

連絡先（所属・氏名）

TEL. ()

内線 ()

通信欄

電話注文 使用目的＝研究用（障害防止法）（済・未）

使用許可番号 購入希望核種及び本学の貯蔵能力

使第946号 上記核種の現在の貯蔵量

年 月 日

放射線取扱主任者

印

メーカー名・コード番号品名	規格・数量	納品希望月日
	kBq MBq	
	kBq MBq	

事業所名 東京学芸大学

(フリガナ)

所属・使用者名 印

〒184-8501 東京都

現品 小金井市貫井北町4-1-1 本部棟2階

送付先 財務部契約課契約第二係 御中

電話番号 042-329-7153, FAX 番号 042-329-7148

〒 TEL. ()

請求書

送付先

支払責任者

所属・氏名 印

支払区分

1. 公費 2. 私費 3. 委任経理 4. 科学研究費
5. 受託研究費 6. その他 []

平成19年6月19日改訂

様式2 放射性同位元素等受入確認票 〔省略〕

様式3 放射性同位元素等譲受書 〔省略〕

様式4 放射性同位元素等所外運搬記録 〔省略〕

様式5 放射性同位元素等所外譲渡書 〔省略〕

附 則

この手続きは、平成31年4月1日から施行する。

様式3 放射性同位元素等受入確認票 〔省略〕

様式4 放射性同位元素等譲受書 〔省略〕

様式5 放射性同位元素等所外運搬記録 〔省略〕

様式6 放射性同位元素等所外譲渡書 〔省略〕